

令和6年11月時点

【医療機関・薬局の方々へ】

**外来診療等（通常とは異なる動線）において
モバイル端末等を用いたオンライン資格確認が可能になりました**

厚生労働省保険局

【目次】

1. 外来診療等（通常とは異なる動線）におけるオンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要
3. よくあるご質問

【目次】

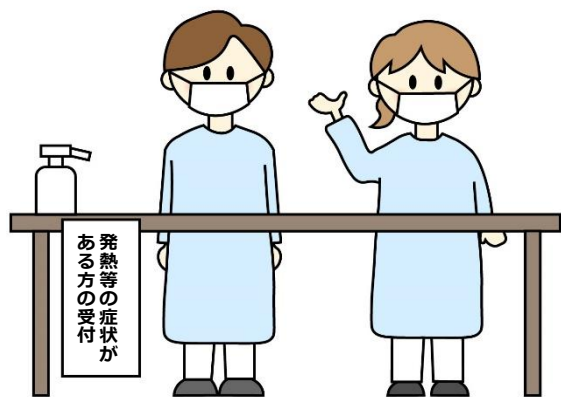
1. 外来診療等（通常とは異なる動線）におけるオンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要
3. よくあるご質問

外来診療等（通常とは異なる動線）におけるオンライン資格確認

通常の受付窓口とは異なる動線で資格確認を行う必要がある場合には、モバイル端末等を活用することでオンライン資格確認が可能になります。

主な利用用途としては以下のケースが考えられます。

①発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で資格確認を行うケース



②緊急入院により受付窓口で資格確認を行わずに入院した場合の資格確認を病室において実施するケース



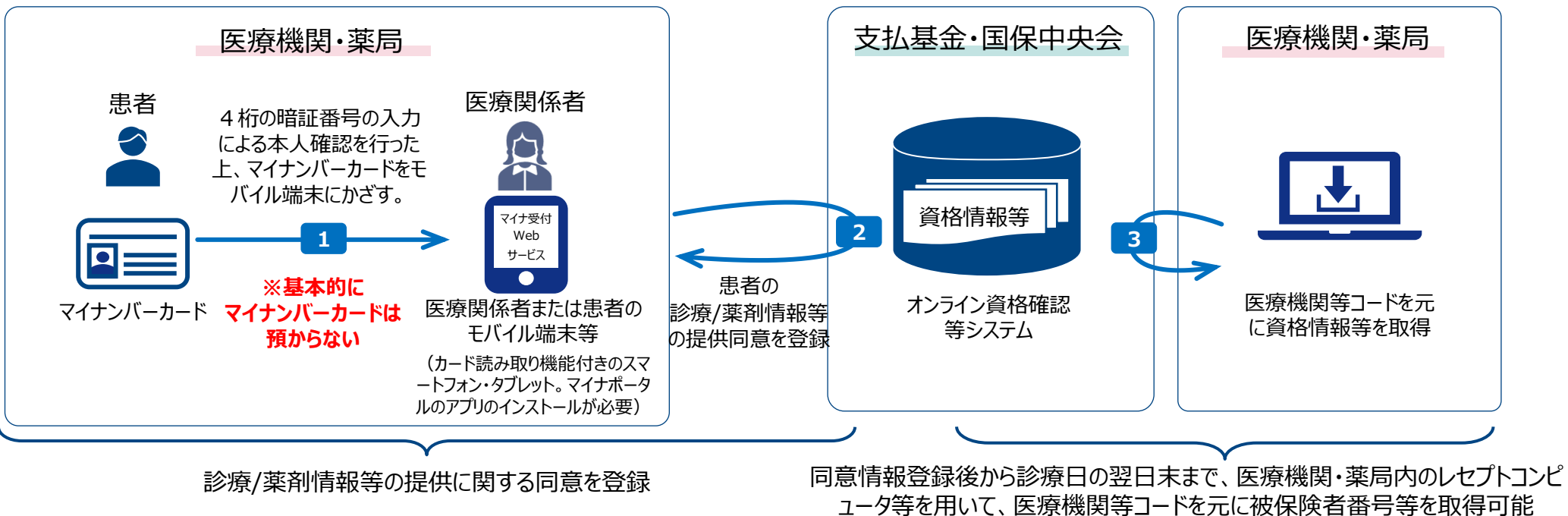
③車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施するドライブスルー方式の運用を行っているケース



外来診療等（通常とは異なる動線）におけるオンライン資格確認

外来診療等（通常とは異なる動線）におけるオンライン資格確認の仕組みでは

- マイナンバーカードとモバイル端末等を用いることで、マイナ在宅受付Webを通じた資格情報等の取得が可能となります。
- マイナンバーカードを活用して情報閲覧の同意を患者から取得すると、医療機関・薬局内では同意情報登録後から診療日の翌日未まで診療/薬剤情報・特定健診情報の取得が可能となりました。



診療/薬剤情報等の提供に関する同意を登録

同意情報登録後から診療日の翌日未まで、医療機関・薬局内のレセプトコンピュータ等を用いて、医療機関等コードを元に被保険者番号等を取得可能

レセプトコンピュータ等にて取得可能な情報例

- 氏名、性別、生年月日、住所
- 被保険者証区分
- 被保険者記号番号/枝番/証区分
- 被保険者証有効開始/終了年月日
- 保険者名称
- 負担割合情報

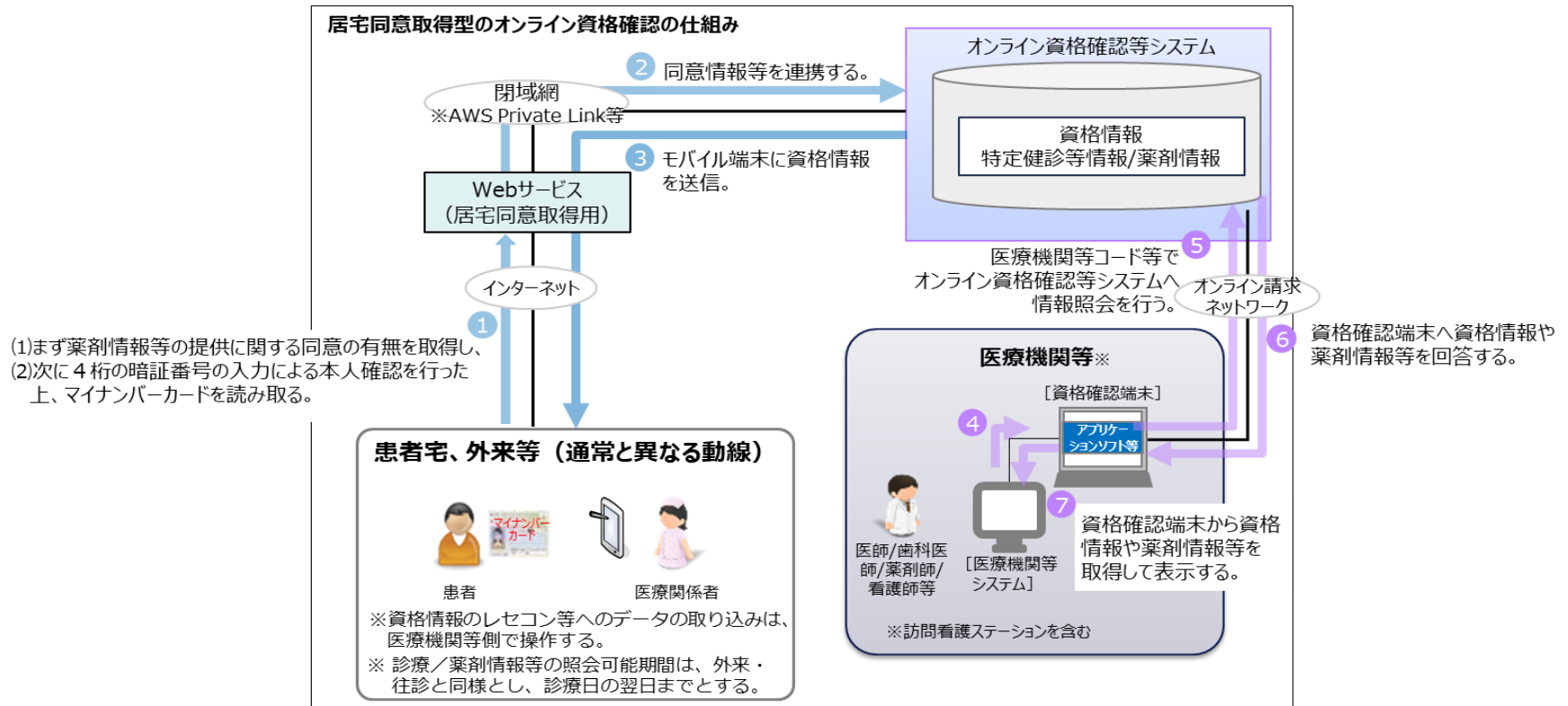
※ 生活保護の医療扶助における医療券情報も閲覧対象となります。

詳細は以下リンクからご確認ください。

[オンライン資格確認・医療扶助 - 医療扶助の導入・運用方法 \(service-now.com\)](http://service-now.com)

(参考) 医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線で資格確認を行う場合の居宅同意取得型の活用について

- 訪問診療等の場合、在宅の患者のマイナンバーカードを医療機関等の端末で読み取って資格確認を行う、オンライン資格確認（居宅同意取得型）の仕組みを活用している。
- 通常の受付窓口とは異なる動線で資格確認を行う必要がある場合には、この居宅同意取得型を活用してオンライン資格確認を行うことが可能。訪問診療等と同様に、医療機関等の端末を活用するほか、オンライン診療での受診の際には患者本人の端末で同意登録・本人認証を行っていることも踏まえ、患者の端末も活用可能とする。
患者の端末を活用する場合には、オンライン診療と同様、窓口で本人確認を行うこととした上で、自宅や医療機関の駐車場等、遠隔で活用することも可能とする。主な利用用途としては以下の場合が考えられる。
 - ・ 発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で受付や診療を行う場合
 - ・ 緊急入院により受付窓口で資格確認を行わずに入院した場合の資格確認や、長期入院時に毎月の資格確認を病室において実施する場合
 - ・ 車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施するドライブスルー方式の運用を行っている場合 など








(参考) 薬剤情報等、特定健診情報の照会可能期間

- 各業態ごとの同意取得方法や照会可能期間は以下の通り。

業態	同意取得方法	照会可能期間
医療機関等の通常の窓口	顔認証付きカードリーダー IC カードリーダー(資格閲覧端末接続)	同意情報登録後24時間
医療機関等の通常の窓口とは異なる動線	マイナ在宅受付Web	同意情報登録後から診療日の翌日23時59分まで
訪問診療等	マイナ在宅受付Web マイナ資格確認アプリ(居宅同意取得型)	継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間※ (毎月訪問診療等(保険診療)が行われていることレセプト請求の審査結果から確認できる間) ※患者による同意取消しがなされない限り
往診	マイナ在宅受付Web マイナ資格確認アプリ(居宅同意取得型)	同意情報登録後24時間
オンライン診療等	マイナ在宅受付Web	同意情報登録後から診療日の翌日23時59分まで※ ※予約(同意)取消しがなされない限り

(参考) オンライン資格確認における本人確認方法について

○ 患者の本人確認に用いる機器や認証方法が異なります。

	外来診療 (通常動線)	外来診療等 (通常とは異なる動線)	訪問診療・ 訪問服薬指導等	オンライン診療・ オンライン服薬指導	義務化対象外機関
機器	<p>医療機関・薬局の 顔認証付きカードリーダー</p> 	<p>医療機関・薬局または患者の モバイル端末やノートパソコンで 「マイナ在宅受付Web」 にアクセス</p> 	<p>医療機関・薬局の モバイル端末やノートパソコンで 「マイナ在宅受付Web」または 「マイナ資格確認アプリ (居宅 同意取得型)」にアクセス</p> 	<p>患者の モバイル端末やパソコンで 「マイナ在宅受付Web」 にアクセス</p> 	<p>医療機関・薬局の モバイル端末やノートパソコンで 「マイナ資格確認アプリ (資格 確認限定型)」にアクセス</p> 
認証方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 顔認証 ✓ 4桁の暗証番号 ✓ 目視確認※1 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 4桁の暗証番号 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 4桁の暗証番号 ✓ 目視確認※1、2 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 4桁の暗証番号 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 4桁の暗証番号 ✓ 目視確認※1

※ 1 患者とマイナンバーカードの顔写真を確認

※ 2 訪問診療等において令和6年10月より、目視確認することで資格情報の確認ができるアプリケーション (マイナ資格確認アプリ (居宅同意取得型)) を配信

医療機関・薬局での事前準備① オンライン資格確認等システムの環境設定情報変更

- 各医療機関・薬局の事前準備として、各医療機関等の管理者により、「**オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）機能**」を利用可能な設定にする必要があります。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリックします。クリックすると、「環境設定情報更新」画面が開きます。
- 《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《**オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）機能**》を「利用する」に変更してください。

医療機関・薬局での事前準備①

①資格確認端末のオンライン資格確認等システム開く
[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリック



②《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《**オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）機能**》を「利用する」に変更



医療機関・薬局での事前準備②

「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコード取得方法

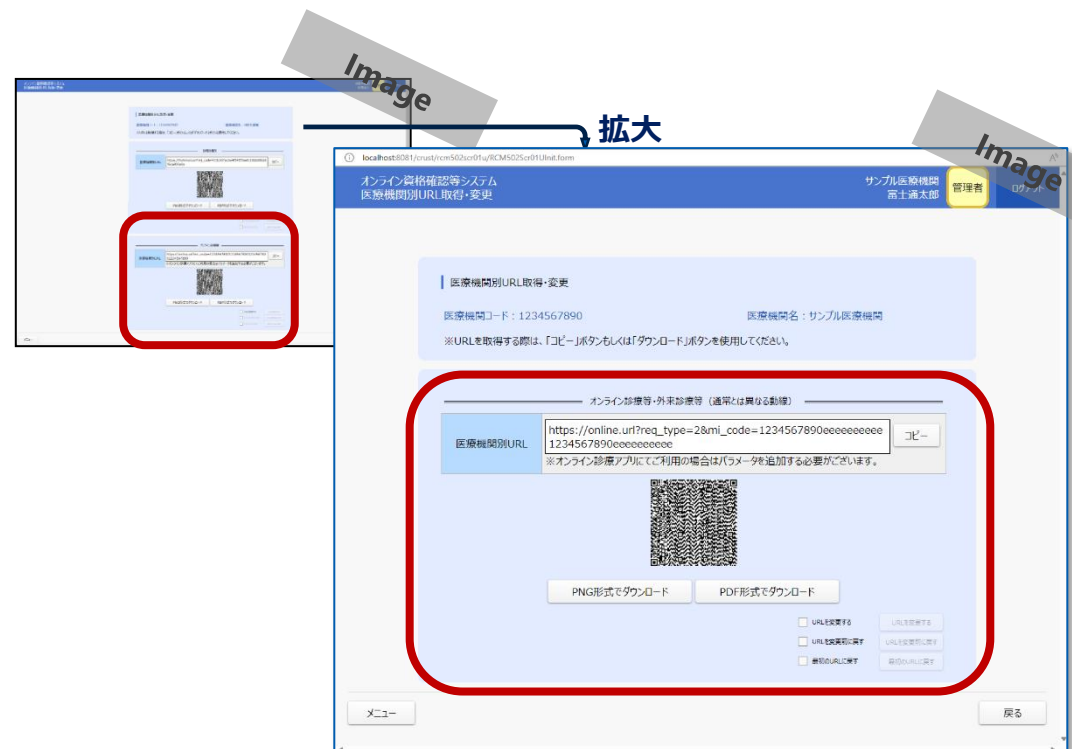
- 各医療機関・薬局の事前準備として、「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコードを生成・取得する必要があります。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《マイナ在宅受付web管理》から《医療機関等別URL取得・変更》をクリックします。クリックすると、「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコードを生成します。
- 表示されたURLをコピー、または二次元バーコードをダウンロードして、ご利用ください。

医療機関・薬局での事前準備②

① 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開く
[メニュー]にある《マイナ在宅受付web管理》から《医療機関等別URL取得・変更》をクリック



② 表示されたURLをコピー、または二次元バーコードをダウンロード



医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線における 居宅同意取得型の活用イメージ

マイナ在宅受付Webへ
アクセス

薬剤情報等の提供に
関する同意取得

本人認証

登録完了

本人確認

資格情報等を取得

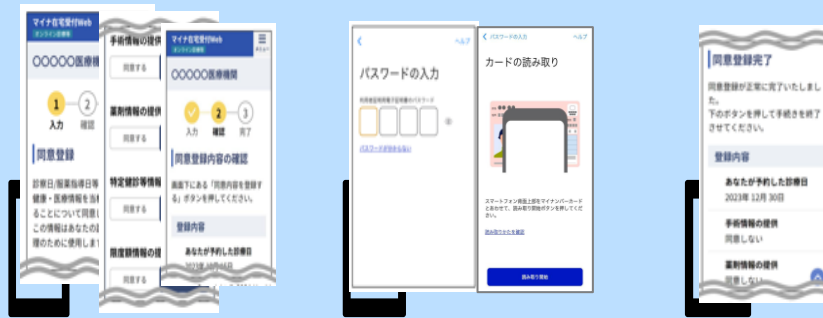
(医療機関等の端末)

- ① 医療機関等のモバイル端末等を利用して、「マイナ在宅受付Web」へアクセス



(医療機関等・患者端末共通)

- ② 診療/薬剤情報・特定健診情報等の提供について、患者同意の有無を選択
- ③ 4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをかざす
- ④ 同意登録が完了



(患者の端末)

- ① 来院時、もしくは事前に連携されたURLや二次元コードを読み取り、患者のモバイル端末等から「マイナ在宅受付Web」へアクセス



患者

※ URLまたは二次元コードの連携方法としては以下を想定

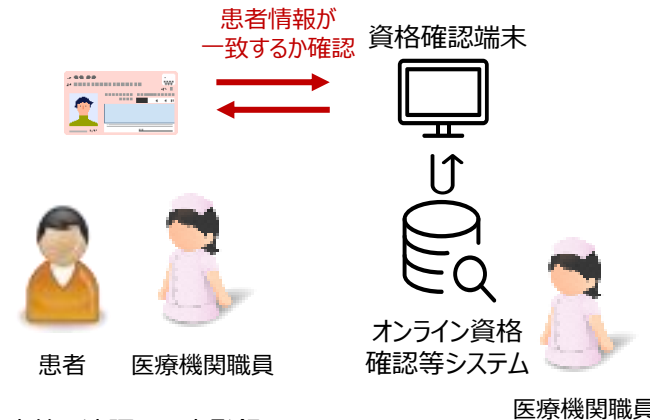
- 二次元コードを紙に印字して配布
- 医療機関等のHP上にURLや二次元コードを記載
- 予約システム等にURLを記載

(患者の端末の場合のみ)

- ⑤ 顔写真付き身分証で本人確認を行う

(医療機関等・患者端末共通)

- ⑥ オンライン資格確認等システムから資格情報等を取得する



- ※ 自宅等の遠隔で同意登録・本人認証を行った場合は、原則本人確認が必要
- ※ 再診等で本人であることが自明の場合は除く

資格情報取得後に行うこと 「資格情報の確認」の手順

- 資格情報の取得・同意登録が正常に完了した後、医療機関等のレセプトコンピュータ等を用いて、医療機関等コードを元に患者の被保険者番号等を取得できます。また、医療機関等ごとに任意で照会番号（診察券の番号など）を登録することで次回以降の照会をスムーズに行うことができます。

資格情報の照会・結果確認

①レセプトコンピュータ用端末等で資格情報の照会・結果確認

患者情報				登録	
シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格確認日	令和元年11月1日
氏名	厚労 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-4567
記号・番号・技番	1234	5698910	01	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号 1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号 2	XXX-XXX-XXXX
有効期限	平成28年7月1日	～	令和4年7月1日		

照会番号登録

②医療機関等ごとに任意で照会番号（診察券の番号など）を登録し、 次回の訪問前の照会をスムーズに行うことも可能



※ レセプトコンピュータ用端末の仕様により差異があります。

「照会」の手順

- 患者の最新の資格情報と患者の同意に基づき薬剤情報等の閲覧を行う際は、レセプトコンピュータ等で資格確認一括要求ファイルを作成します。
- 作成したファイルをオンライン資格確認等システムにアップロードし、アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロードをしてください。
- 薬剤情報等を閲覧する際は、レセプトコンピュータ等で被保険者番号等の検索条件を入力してください。患者から同意を取得している場合のみ、薬剤情報等を閲覧することができます。

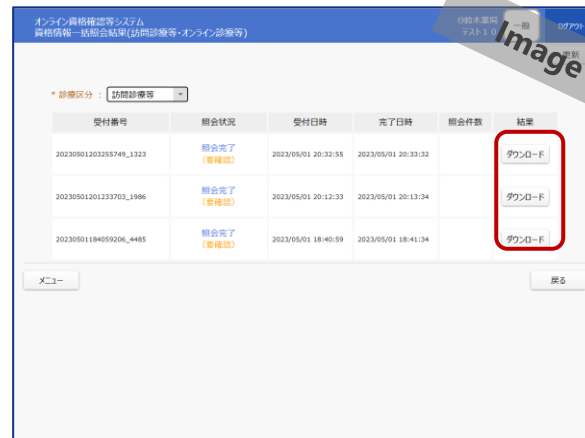
患者情報をアップロード

①レセプトコンピュータ等で資格確認一括要求ファイルを作成し、オンライン資格確認等システムにアップロード



照会結果を確認・ダウンロード

②アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロード



薬剤情報等の閲覧

③レセプトコンピュータ等で被保険者番号等の検索条件を入力し、患者の情報を検索



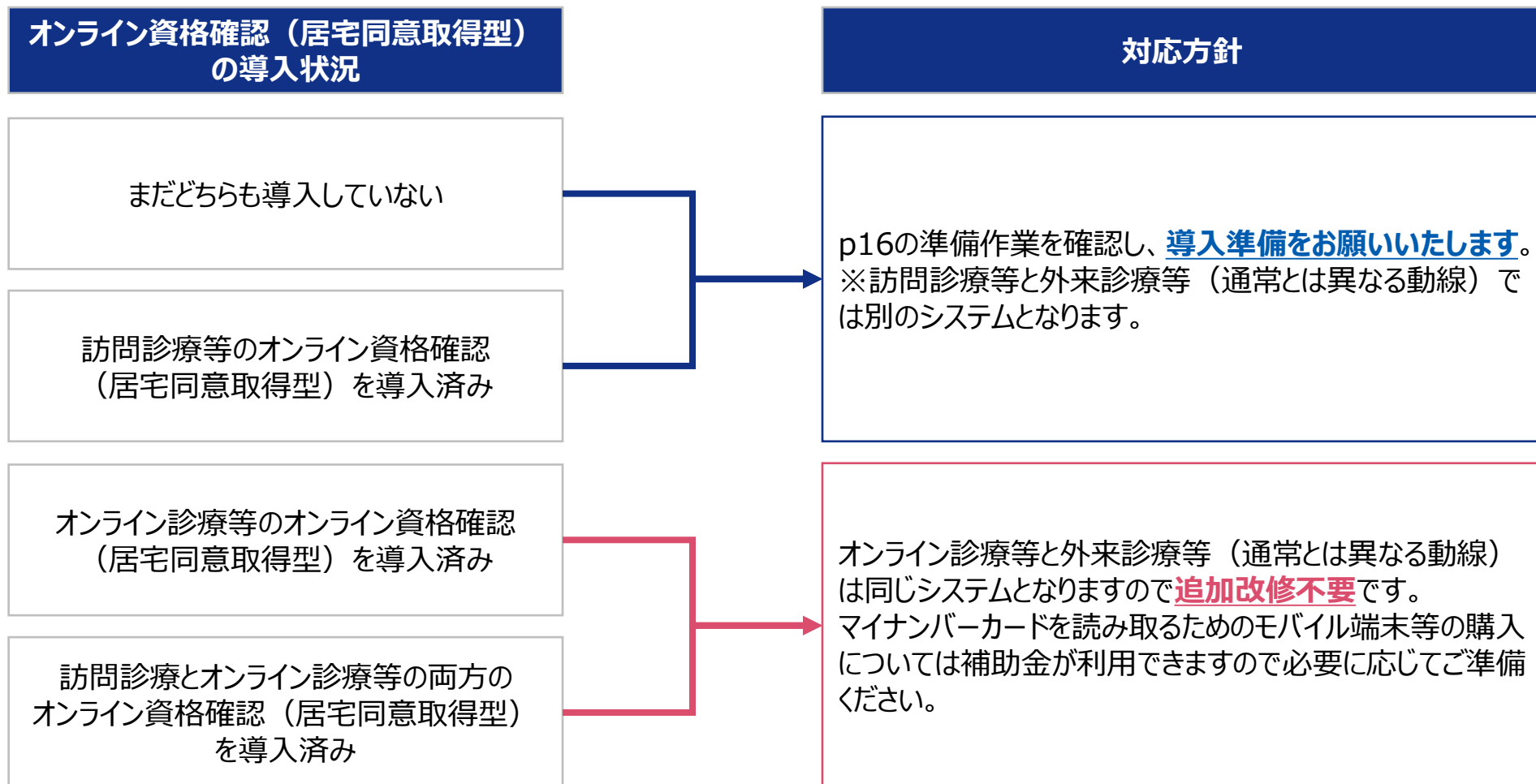
※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。
[オンライン資格確認・電子処方箋 - 「手順書・マニュアル」の一覧 \(service-now.com\)](https://service-now.com)

【目次】

1. 外来診療等（通常とは異なる動線）におけるオンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要
3. よくあるご質問

オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入について

- 外来診療等（通常とは異なる動線）については、オンライン診療等と同様のシステムとなるため、オンライン診療等のシステム改修を行っている場合は追加での改修は不要です。マイナンバーカードを読み取るためのモバイル端末等の購入については補助金が利用できますので必要に応じてご準備ください。



オンライン資格確認（居宅同意取得型）の運用開始に向けた準備作業の概要

1.

見積依頼・発注

1-1

見積のご相談・ご依頼

システム導入の実態を踏まえた見積依頼を行ってください

◆主な見積対象



モバイル端末等
(現在お使いの業務端末も併用可)



レセプトコンピュータ
(機能追加のためのシステム改修)

< チェックリスト >

- 見積のご相談・ご依頼

1-2

発注

システム事業者から受領した見積内容を確認し、発注を行ってください

◆発注までの流れ



見積内容の確認



発注 (契約)

< チェックリスト >

- 発注

2.

導入・運用準備

2-1

導入

居宅同意取得型に対応するためのレセプトコンピュータ等の機能追加に係る改修を実施し、運用テストを行ってください

◆導入準備例



レセプトコンピュータの機能追加のための改修

< チェックリスト >

- レセプトコンピュータ等の機能追加のための改修
- 運用テスト

2-2

運用準備

オンライン資格確認の導入を踏まえ、業務等の変更点を確認し、運用開始に向けた各種準備を行ってください

◆運用準備例



業務等の変更点の確認

< チェックリスト >

- 業務等の変更点の確認

3. 補助金申請 (導入完了後)

3-1

補助金申請

ポータルサイト等の掲載内容を確認し、ポータルサイトを通じて補助金の申請を行ってください

◆補助金申請方法



ポータルサイトから申請

< チェックリスト >

- 必要書類の受領/準備(領収書等)
- 補助金申請

上記は一般的な準備のステップとなります。各医療機関・薬局におけるシステムの導入の状況に応じて、準備作業のステップ等が異なることが想定されるため、詳細はシステム事業者へご確認ください！

※各準備作業内容における詳細は、「【医療機関・薬局の方々へ】外来診療等（通常とは異なる動線） | オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」をご参照ください。



外来診療等（通常とは異なる動線）等における医療機関・薬局に対する財政支援 （社会保障・税番号制度システム整備費等補助金）

1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
 - ① 通常とは異なる動線でマイナンバーカードの読取や資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ② レセプトコンピュータの改修等

2. 補助内容

	補助率	補助限度額 (通常とは異なる動線で資格確認を行う 医療機関・薬局)
病院	1 / 2	41.1万円 事業額上限82.2万円
大型チェーン薬局	1 / 2	8.5万円 事業額上限17.1万円
診療所・薬局	3 / 4	12.8万円 事業額上限17.1万円

※ 事業額上限は、モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修等：78.1万円（病院） / 13万円（診療所・薬局）

3. 補助金の申請期限

- 令和7年2月1日まで

- ※ 上記の事業内容及び補助内容については、居宅同意取得型の導入に当たって既に補助の対象としている訪問診療等と同様。
- ※ オンライン診療等と同様のシステムとなるため、オンライン診療等のシステム改修を行っている場合は追加での改修は不要。
マイナンバーカードを読み取るためのモバイル端末等の購入については補助金が利用可能。

ポータルサイトのご案内

医療機関等向け総合ポータルサイトでは、オンライン資格確認に関する最新情報を発信しています。外来診療等（通常とは異なる動線）におけるページを設けています。定期的に本ポータルサイトへアクセスいただきますよう、よろしくお願いいたします。



The screenshot shows the homepage of the portal site. At the top, there is a banner with the text "オンライン資格確認システムの利用拡大が始まっています!" (Expansion of online qualification confirmation system usage has begun!). Below the banner is a red bar with "重要なお知らせ" (Important Notice) and "共通KB お知らせ" (Common KB Notice). The main content area features several buttons: "新規ユーザー登録はこちら" (New user registration here), "ログインはこちら" (Login here), "お知らせ" (Notice), "よくある質問" (Frequently asked questions), "お問い合わせ先" (Contact us), "オンライン資格確認" (Online qualification confirmation), "電子処方箋管理サービス" (Electronic prescription management service), and "電子カルテ" (Electronic medical records). At the bottom, there is a section for "お問い合わせ先" (Contact us) with contact information for the Online Qualification Confirmation Call Center, including phone numbers and hours. There are also links for "その他お問い合わせ先" (Other contact information), "オンライン請求に関するお問い合わせ先" (Contact information for online claims), "オンライン請求関係相談窓口" (Online claims consultation window), "システムベンダー・事業者向けお問い合わせ先" (Contact information for system vendors/business operators), "医療機関等ONS" (ONS for medical institutions), and "各種リンク" (Various links) including "オンライン(サーバー)ポリシー" (Online (server) policy), "ポータルサイト利用規約" (Portal site terms of use), and "関連サイトへのリンク" (Links to related sites). The footer contains copyright information for Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services.

医療機関等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

アクセスはこちらからも可能です ▶



問い合わせ先のご案内

オンライン資格確認等 コールセンター

電話



- **営業時間:** 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00（いずれも祝日を除く）
- **電話番号:** 0800-080-4583（通話無料）
※問い合わせの際には、はじめに医療機関等コード、医療機関・薬局名をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

問い合わせフォーム



- **操作手順**
返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。
※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

【目次】

1. 外来診療等（通常とは異なる動線）におけるオンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要
3. よくあるご質問

よくあるご質問

Question

Q1. 患者がマイナンバーカードを保有していない場合はどうすればいいですか？

A. マイナンバーカードを保有していない場合は、現行の健康保険証※1または資格確認書※2により資格確認を行うこととなります。

- ※1 健康保険証は、令和6年12月2日以降、有効期限の範囲内で最長1年間使用可能。
- ※2 資格確認書は、現行の健康保険証が新たに発行されなくなる令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方全てに対して、健康保険証の有効期限が切れる前に、無償で申請によらず交付。

Q2. 患者から診療/薬剤情報、特定健診等情報の取得可能な期間はどのくらいですか？

A. 患者の同意情報登録後から診療日の翌日23時59分まで、診療/薬剤情報、特定健診等情報を取得できます。

Q3. 薬剤情報等の提供の同意を取得できなかった場合はどうなりますか。

A. 薬剤情報等の医療情報については、マイナンバーカードを利用した本人確認を行った上で、患者から同意を得た場合に提供されます。マイナンバーカードによる本人確認または患者の同意がなかった場合は、提供されません。

<参考> 用語集

用語	内容
マイナンバーカード	氏名、住所、生年月日、個人番号、その者の写真、その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項が記載されたカード。ICチップにJPKI認証局が発行する署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が格納される。
オンライン資格確認等システム	支払基金・国保中央会が管理しているシステムで、保険医療機関・保険薬局や医療保険者等を、全国規模のネットワーク回線で結び、ネットワーク回線で結ばれた医療機関等からの照会を受けて、患者の保険資格情報等を提供するもの。
モバイル端末等	医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線でオンライン資格確認等を行うためのスマートフォン・タブレット等の端末。
支払基金	「社会保険診療報酬支払基金」の略称。 国保中央会と共にオンライン資格確認等システム・オンライン請求システムの運用主体となる団体。
国保中央会	「国民健康保険中央会」の略称。 支払基金と共にオンライン資格確認等システムの運用主体となる団体。
システム事業者	医療機関・薬局のシステム（レセプトコンピュータ/医事会計システム等）の開発・導入事業者。
マイナ在宅受付Web	訪問診療等・オンライン診療等（医療機関等の通常の窓口とは異なる動線で資格確認を行う場合を含む。）において、本人確認を暗証番号により実施するオンライン資格確認、患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報の提供同意及び処方箋の発行方法の登録等を可能とするインターネット上におけるオンライン資格確認用Web サービス。
マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）	訪問診療等において、本人確認を暗証番号又は目視確認により実施するオンライン資格確認、患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報の提供同意及び処方箋の発行方法の登録等並びに患者の資格情報の取得等をインターネットを通して可能とするアプリケーション。